

松山市第4期障害福祉計画

平成27年3月

松 山 市

目 次

1	計画の概要	
(1)	計画策定の背景	2
(2)	計画の期間	2
(3)	松山市での障害福祉計画の位置づけ	3
(4)	計画の達成状況の点検及び評価	3
2	計画の基本的な考え方	
(1)	平成29年度末までに重点的に取り組む目標	4
(2)	障害福祉サービス等の見込量	5
(3)	計画の推進に向けた取り組み	5
3	平成29年度末までに重点的に取り組む目標	
(1)	福祉施設入所者の地域生活への移行	6
(2)	入院中の精神障がい者の地域生活への移行	9
(3)	福祉施設利用者の一般就労への移行等	11
(4)	地域生活支援拠点等の整備	14
4	障害福祉サービス等の見込量	
(1)	日中活動系サービス	15
(2)	居住系サービス	21
(3)	訪問系サービス	23
(4)	相談支援	25
(5)	地域生活支援事業	27
5	障がいのある子どもへの支援の見込量	
(1)	通所支援	35
(2)	障害児相談支援	38
6	計画の推進に向けた取り組み	
(1)	地域生活移行の促進	39
(2)	相談支援体制の充実・強化	39
(3)	サービス量の充足・質の向上	39
(4)	就労移行の促進	39
(5)	就労後の職場定着支援の促進	40
(6)	官公需での受注機会の拡大	40
(7)	障がいのある子どもへの支援の取り組み	40
(8)	障がい者の虐待防止	40
(9)	障がい者の差別禁止・差別解消	41
(10)	松山市障がい者総合支援協議会の見直し・充実	41
	資料編	42

1 計画の概要

(1) 計画策定の背景

身体障がい、知的障がい、精神障がいのサービスの一元化、就労支援の抜本的な強化、安定的な財源の確保などを目指して平成18年度から導入され、地域での自立した生活のための支援の充実、相談支援の充実、障がい児支援の強化などの考え方が打ち出された障害者自立支援法が、平成25年度に障害者総合支援法に改められました。

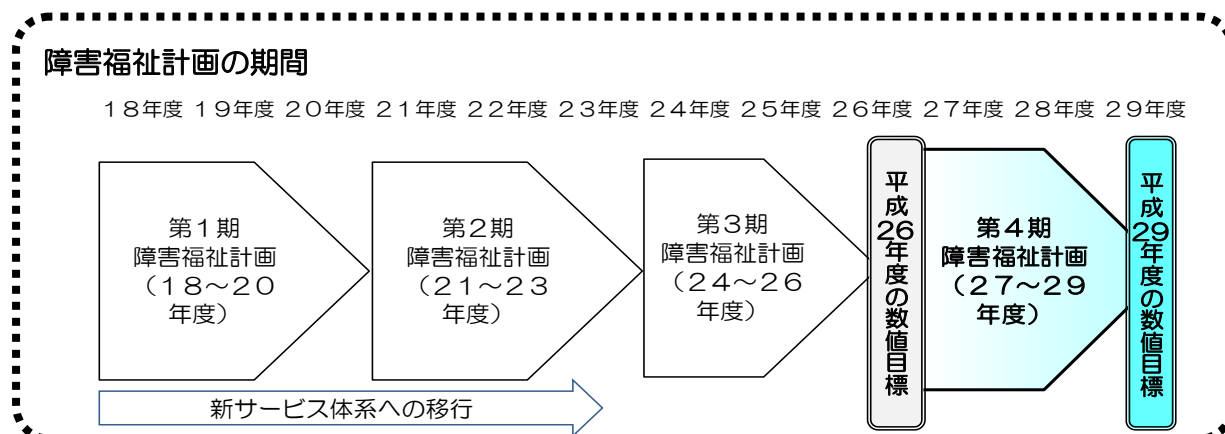
障害者総合支援法では、平成23年7月に成立した改正障害者基本法の目的、基本原則を踏まえ、共生社会の実現、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会の確保、地域社会での共生を妨げられないこと並びに社会的障壁の除去といった考え方が基本理念として規定されました。

市町村障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく計画であり、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにするための計画です。この計画は、国が示した「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「国の基本指針」と言います。）に則して策定することとされています。

松山市では、これまでに第1期～第3期障害福祉計画を策定し、平成26年度末までに重点的に取り組む目標や、サービスの見込量とその確保のための方策を設定し、その達成に取り組んできました。今回、これまでの取り組みや実績に加え、法改正に伴う制度の変更点などを踏まえ、平成29年度末へ向けた新たな目標やサービスの見込量を設定した第4期障害福祉計画を策定するものです。

(2) 計画の期間

障害福祉計画の計画期間は、国の基本指針により3年と定められています。第4期障害福祉計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度の3年間となります。



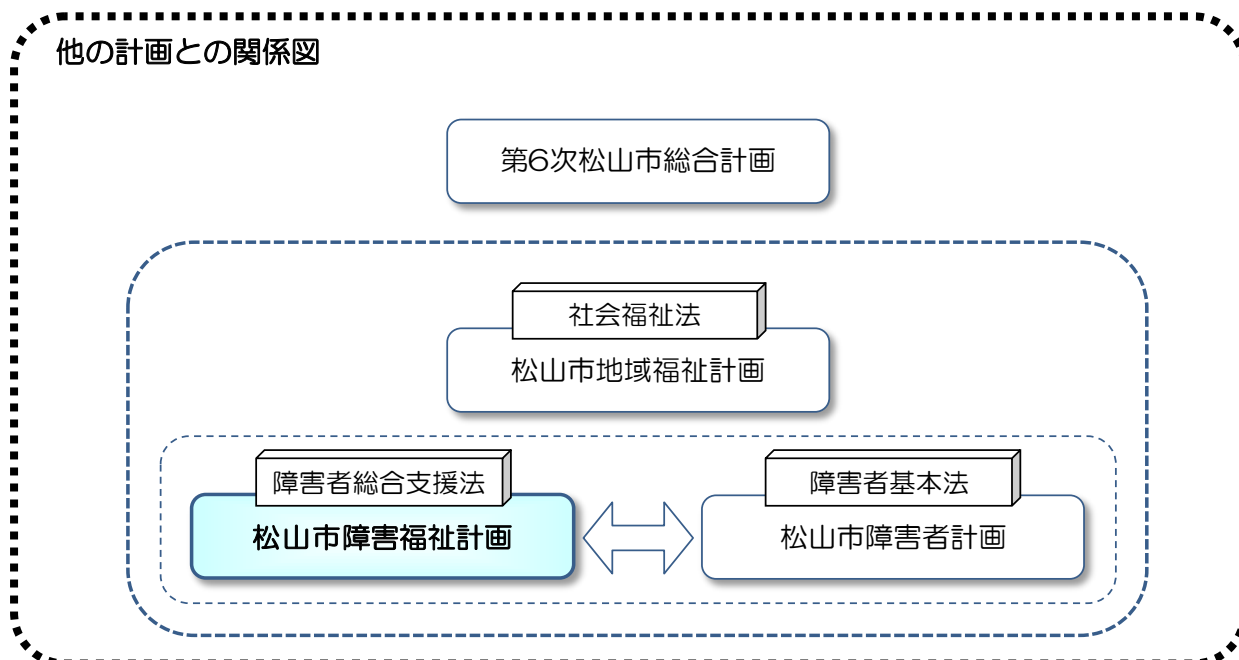
(3) 松山市での障害福祉計画の位置づけ

松山市では、平成34（2022）年度を目標年度に「人が集い 笑顔広がる 幸せ実感都市 まつやま」を将来都市像とする、「第6次松山市総合計画」を策定しました。

この計画に基づいて様々な施策を展開しています。また、社会福祉法に基づき、地域福祉を推進していくための計画として「松山市地域福祉計画」を策定し、取り組みを進めています。

松山市障害福祉計画は、これらの計画の個別計画として位置付けられます。また、障がい者に関する他の計画として、障害者基本法に基づく「松山市障害者計画」を平成27年に策定いたしました。これは障がい者に関わる施策の基本方針を総合的・体系的に明らかにしたものです。「松山市障害福祉計画」と「松山市障害者計画」とは相互に関連しており、松山市ではこれらの計画に基づいて障がい福祉施策を推進していきます。

他の計画との関係図



(4) 計画の達成状況の点検及び評価

この計画の重点的に取り組む目標や障害福祉サービス等の見込量の達成状況については、PDCAサイクルを導入し、福祉・保健・医療・労働・教育等の関係者で構成される「松山市障がい者総合支援協議会」に少なくとも1年に1回は状況を報告することで、部会等でより細かく分析・評価していただき、必要があると認めるときは、計画の変更等についても検討するなど、計画の達成に向けた取り組みを進めていきます。

2 計画の基本的な考え方

(1) 平成29年度末までに重点的に取り組む目標

国の基本指針では、第4期障害福祉計画で市町村が定める目標として、以下の内容が示されました。

目標① 福祉施設入所者の地域生活への移行

- i 平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上を地域生活へ移行。
- ii 施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減。

目標② 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

(市町村での目標設定については言及されていませんが、松山市独自で目標値を設定します。)

目標③ 福祉施設利用者の一般就労への移行等

- i 福祉施設から一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上とする。
- ii 就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者から6割以上増加。
- iii 就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

目標④ 地域支援拠点等の整備（新規）

障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備。

本市の第4期障害福祉計画での目標設定にあたっては、障害者総合支援法の理念である障がい者の地域生活への移行や就労移行への支援を基本とし、上記の国の基本指針や愛媛県の考え方を踏まえ、さらに、第1期～第3期計画で設定した数値目標とその達成状況も考慮して検討しました。

その結果、第4期計画の期間も、引き続き地域移行や一般就労への移行を目指すという考え方で数値目標を設定しました。

(2) 障害福祉サービス等の見込量

第1期から第3期までの利用実績を基本に、直近の法改正によるサービスの再編やニーズ調査などを踏まえて見込量の推計を行いました。

(3) 計画の推進に向けた取り組み

平成29年度末までに重点的に取り組む目標の達成や、障害福祉サービス等の見込量の確保のために必要な取り組みについて、地域生活への移行、一般就労への移行、サービスの確保などの様々な観点から検討を行い、その内容を以下の10の項目に整理しました。

- ・ 地域生活移行の促進
- ・ 相談支援体制の充実・強化
- ・ サービス量の充足・質の向上
- ・ 就労移行の促進
- ・ 就労後の職場定着支援の促進
- ・ 官公需での受注機会の拡大
- ・ 障がいのある子どもへの支援の取り組み
- ・ 障がい者の虐待防止
- ・ 障がい者の差別禁止・差別解消
- ・ 松山市障がい者総合支援協議会の見直し・充実

3 平成29年度末までに重点的に取り組む目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

- ① 平成29年度末までに、平成26年3月31日現在の施設入所者（446人）の12%（54人）が地域生活に移行することを目指します。
- ② 平成29年度末の施設入所者数を、平成26年3月31日現在の施設入所者数から5.5%（25人）を減少することを目指します。

第1期～第3期計画で取り組んできた施設入所者の地域生活への移行の取り組みを引き続き推進します。グループホームの整備を進めるとともに、地域への移行や定着を図るための相談支援体制の提供整備を行います。一方、障がいの程度や家族の状況により、入所を真に必要とする障がい者への対応についても検討を行います。

第4期計画の目標達成へ向けた方向性・検討課題、第1期～第3期での進捗状況

方向性	検討課題	進捗状況
①地域生活を前提とした訓練 ・入所中の生活での退所後の地域生活を目指したプログラムの提供 ・入所中に地域生活が体験できる場の確保や自立訓練事業の推進 ・退所までに地域の相談支援事業者との連携強化 ・介護保険分野との連携強化	・スムーズな地域生活移行のためのシステムの検討 ・地域相談支援の提供体制の整備	・21年度より総合相談窓口の設置 ・25年度より南北の2ブロックに地域相談支援センターを設置

方向性	検討課題	進捗状況
<p>②地域での居住空間の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設からの退所者の受け皿の整備 ・住宅入居等に対する支援（保証人問題の緩和、市営住宅等の利用拡大） ・介護保険分野との連携強化及び高齢入所者の居住場所の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの整備に対する財政的助成制度の検討 ・広報活動、交流会・講座等の開催による地域住民の理解促進策の検討 ・民間賃貸住宅入居の支援体制の検討 ・公営住宅活用の検討 ・車椅子対応公営住宅の整備の推進 ・福祉施設、相談支援事業者への居住サポート事業の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・20年度より国庫補助を活用したグループホーム整備事業を実施（継続） ・21年度より居住サポート事業の実施 ・市営住宅の建替えにあわせバリアフリー化の実施
<p>③地域生活継続のための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日中活動の場・生活支援の場の充実 ・レスパイト、ショートステイの充実 ・負担可能な範囲でのサービス利用料の設定（市独自の負担軽減策の継続） ・家族の介護の負担軽減 ・金銭管理等のための権利擁護事業の充実 ・地域生活支援拠点等の整備 ・介護保険分野との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズに応じたサービス提供について検討 ・サービス利用料の軽減策の継続について検討 ・地域相談支援の提供体制の整備 ・成年後見制度利用支援事業の普及啓発 ・福祉サービス利用援助事業の充実の検討 ・医療的ケアの常時必要な障がい者への対応 ・地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備の検討（愛媛県と連携） ・広報活動、交流会・講座等の開催による地域住民の理解促進策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・21年度より総合相談窓口の設置 ・利用料の軽減策については国の軽減策を見極めながら継続について検討 ・23年度より医療機関等での、日中一時支援事業の実施 ・25年度より南北の2ブロックに地域相談支援センターを設置

方向性	検討課題	進捗状況
<p>④入所施設によるバックアップ体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退所者に対するフォロー体制の確立 ・入所を真に必要とする障がい者のための新たな施策の充実 ・入所者の見直し（再アセスメント）や、適切な指導の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・入所施設によるバックアップ体制の検討 ・入所施設の機能強化の検討 ・障がい者福祉を推進する人材の育成の検討（地域の中でのコーディネーター役となる人材の発掘・育成） 	<ul style="list-style-type: none"> ・19年度障害者支援施設（身体）の整備 ・21年度より居住サポート事業の実施 ・23年度より障害福祉サービス事業者等支援事業の実施

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

平成27～29年度の3年間で、精神障害者地域移行・地域定着支援事業を利用して、精神科病院から60人が地域生活に移行することを目指します。

第1～3期計画で取り組んできた入院中の精神障がい者の地域生活への移行及び地域定着のための各種の取り組みを、愛媛県や精神科病院などの関係機関とも連携し、引き続き推進していきます。

第4期計画の目標達成へ向けた方向性・検討課題、第1期～第3期での進捗状況

方向性	検討課題	進捗状況
①地域生活へのスムーズな移行策の実施 <ul style="list-style-type: none"> 入院中の生活での退院後の地域生活を目指したプログラムの提供 地域生活移行動機づけ支援の充実（長期入院者及び医療従事者の意識改革） 地域移行者等交流事業の実施 ピアサポート体制の充実 医療機関、相談支援事業所等との連携強化 介護保険分野との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> スムーズな地域生活移行のためのシステムの検討 地域生活移行動機づけ支援プロジェクトの体制整備 地域相談支援の提供体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 20年度より精神障害者地域移行・地域定着支援事業を実施（継続） 24年度よりピアサポーターの活用を開始 26年度より精神障がい者地域生活チャレンジ事業を実施
②退院者が日常の生活支援を得ることの出来る住居の確保 <ul style="list-style-type: none"> 医療機関からの退院者の受け皿の整備 介護保険分野との連携強化 住宅入居等に対する支援（保証人問題の緩和、市営住宅等の利用拡大） 	<ul style="list-style-type: none"> グループホームの整備に対する財政的助成の検討 共同住居の整備の検討 民間賃貸住宅等入居の支援体制の検討 公営住宅活用の検討 病院、相談支援事業者への居住サポート事業の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 20年度より国庫補助を活用したグループホーム整備事業を実施（継続） 21年度より居住サポート事業の実施

方向性	検討課題	進捗状況
<p>③地域定着のための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関、相談支援事業所との連携強化 ・ 地域移行者等交流事業の実施 ・ ピアサポート体制の充実 ・ 金銭管理等のための権利擁護事業の充実 ・ 介護保険分野との連携強化 ・ 地域生活支援拠点等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活のためのバックアップ体制の検討 ・ 地域移行者等交流のためのサロン事業の整備の検討 ・ 成年後見制度利用支援事業の普及啓発 ・ 福祉サービス利用援助事業の充実の検討 ・ 地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備の検討（愛媛県と連携） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 21年度より総合相談窓口の設置 ・ 25年度より南北の2ブロックに地域相談支援センターを設置

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行等

- ① 平成29年度中に、福祉施設から一般就労に移行する人を平成24年度の一般就労者数（34人）を2倍（68人）にすることを目指します。
平成25年度の一般就労者数は40人。
- ② 平成29年度中に、就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者（131人）から6割（79人）以上増加することを目指します。
- ③ 平成29年度中に、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の4割以上とすることを目指します。

第1期～第3期計画で取り組んできた福祉施設利用者の一般就労への移行を引き続き推進します。就労支援専門員のさらなる活用を図るとともに、就労移行支援事業の推進により事業所定員及び利用者の増加を図ることで、一般就労へのさらなる移行を目指します。

第4期計画の目標達成へ向けた方向性・検討課題、第1期～第3期での進捗状況

方向性	検討課題	進捗状況
<p>①スムーズな就労移行体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前訓練の施設・期間の拡充 ・福祉施設での一人ひとりの適性に合った職業訓練の実施 ・家庭のバックアップが不十分な者への支援策の実施 ・施設・作業所・特別支援学校でのジョブコーチ制度の導入 ・就労移行支援事業の質の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業・就労移行支援事業所、その他関係機関に対する相談支援や関係機関向けバックアップ体制の検討 ・就労に向けた体験学習の場の検討 ・訓練制度の充実 ・障がい者と事業者とのパイプ役の検討 ・障がい者雇用継続奨励策の検討 ・障害者就業・生活支援センターの箇所数の増について検討 ・ジョブコーチ研修事業の検討 ・移動支援対象の拡大について検討 ・愛媛県との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者総合支援協議会で検討 ・テレワーク在宅就労促進事業の推進 ・21年度より就労支援専門員の配置（23年度より増員）

方向性	検討課題	進捗状況
<p>②就労関係機関の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者就業・生活支援センターや松山高等技術専門校、ハローワーク等との連携 ・ 青年会議所や商工会議所との連携 ・ 企業等（雇用者）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者雇用に関する企業、学校、関係機関等によって構成する総合的な就労支援ネットワークの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者総合支援協議会で検討 ・ 松山高等技術専門校からの実習生の受け入れ ・ 就労支援事務連絡会によるハローワークとの連携
<p>③障がい者への理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市としての就労支援や理解推進等の積極的な支援 ・ 雇用側にも理解を求める施策の実施（機能するジョブサポート・雇用者向けセミナー等） ・ 青年会議所や商工会議所等への働きかけ ・ 研修会等を通じた障がい者の就労に対する自覚の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的な情報提供の検討 ・ 相談窓口の検討 ・ 事業者に対する各種助成事業等の周知方法の検討 ・ 障がいの種別にとらわれない市の障がい者の積極的な採用 ・ 障がいのある方に対する理解の促進の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20年度障害者就労促進セミナーの開催 ・ 21年度より総合相談窓口の設置 ・ 21年度より就労支援専門員の配置（23年度より増員） ・ 知的障がい者の採用（臨時職員） ・ 21年度より発達障がい支援講演会を開催 ・ 25年度より南北の2ブロックに地域相談支援センターを設置
<p>④就労機会の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政、一般企業からの求人増加の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者雇用奨励策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレワーク事業の推進 ・ 21年度より就労支援専門員の配置（23年度より増員）

方向性	検討課題	進捗状況
<p>⑤一般就労以外の機会の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉的就労の場の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 就労継続支援（A型）などの就労支援事業の拡充の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 実施事業所との連携の推進 障害者優先調達推進法に基づく物品の購入・役務の提供の推進 23年度より障がい者による古着・廃食用油の再資源化事業を実施
<p>⑥就労継続（定着）へ向けての取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般就労した障がい者に対する就労継続（定着）への積極的な支援 	<ul style="list-style-type: none"> 一般就労後、就労継続（定着）へ向けてのアフターフォロー体制の整備 職場に定着できるような制度の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 21年度より就労支援専門員の配置（23年度より増員）

(4) 地域生活支援拠点等の整備

平成29年度末までに、障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、1つ整備します。

「地域生活支援拠点」とは、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障がい児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホーム等への入居等の体験の機会や場の提供、ショートステイの利便性・対応力向上等による緊急時の受入・対応体制の確保、人材の確保・養成、連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備やコーディネーターの配置等による地域の体制づくりといった機能を集約し、グループホームまたは障害者支援施設に付加した拠点のことです。

また、拠点を設けず、地域内での複数の機関が、機能を分担する面的整備型も考えられます。

今後、平成29年度までの整備に向けて、障がい者総合支援協議会で検討していきます。

4 障害福祉サービス等の見込量

第1期計画の障害福祉サービス等の見込量は、サービスの利用実績の推移を基本としながら、特別支援学校等の卒業予定者、退院促進による精神障がい者の新規利用、旧体系サービスの新体系への移行等を勘案し、障害者（児）ニーズ調査・サービス提供事業者の新事業体系への移行希望調査等を参考に推計しました。また、第2期計画ではその後の制度改正や利用実績等を踏まえた見込量の修正を行い、第3期計画では、第1期・第2期計画期間での利用実績を基本に、直近の法改正によるサービスの再編などを踏まえて見込量の推計を行いました。

今回の第4期計画では、今までの利用実績を基本に、直近の法改正によるサービスの再編やニーズ調査などを踏まえて見込量の推計を行いました。

(1) 日中活動系サービス

①生活介護

常時介護を要する障がい者を対象に、施設などで行われる、入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行います。

現 状

利用者数・利用量ともに、見込量を大きく上回っています。

(月間の利用者数・利用量)

			H21	H22	H23	H24	H25	H26
生活介護	利用者数 (人)	見込量	445	605	766	876	897	918
		実績	514	590	900	1,067	1,083	1,105
	利用量 (人日)	見込量	6,675	9,680	13,788	15,768	16,146	16,524
		実績	8,353	10,457	16,371	20,380	20,652	21,979

見込量の設定

これまでの実績と伸び率を考慮し、27年度以降の見込量を設定します。利用量については、1人あたり19日/月で算定します。

(月間の利用者数・利用量)

		H27	H28	H29
生活介護	利用者数(人)	1,135	1,160	1,185
	利用量(人日)	21,565	22,040	22,515

②療養介護

日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助などを行います。

現 状

利用者数は、見込量を下回りました。

(月間の利用者数)

			H21	H22	H23	H24	H25	H26
療養介護	利用者数 (人)	見込量	9	9	9	84	84	84
		実績	8	8	6	79	75	74

見込量の設定

これまでの実績と伸び率を考慮し、27年度以降の見込量を設定します。

(月間の利用者数・利用量)

		H27	H28	H29
療養介護	利用者数(人)	71	69	67

③自立訓練(機能訓練)

身体障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を行います。

現 状

利用者数・利用量ともに、見込量を下回っています。標準利用期間が設定される(有期限の)サービスであることなどが原因と考えられます。

(月間の利用者数・利用量)

			H21	H22	H23	H24	H25	H26
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人)	見込量	41	44	49	30	34	38
		実績	24	22	28	26	18	31
	利用量 (人日)	見込量	410	484	588	360	408	456
		実績	294	265	334	367	281	280

見込量の設定

これまでの実績を考慮し、27年度以降の見込量を設定します。利用量については、1人あたり14日/月で算定します。

(月間の利用者数・利用量)

		H27	H28	H29
自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	21	23	25
	利用量(人日)	294	322	350

④自立訓練(生活訓練)

知的・精神障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間、日常生活能力の向上を図り、サービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を行います。

現 状

利用者数・利用量ともに、概ね見込量の近似値で推移しています。

(月間の利用者数・利用量)

			H21	H22	H23	H24	H25	H26
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人)	見込量	72	105	133	27	30	33
		実績	30	21	23	28	28	37
	利用量 (人日)	見込量	1,224	1,890	2,394	486	540	594
		実績	353	277	277	437	379	524

見込量の設定

これまでの実績を考慮し、27年度以降の見込量を設定します。利用量については、1人あたり14日/月で算定します。

(月間の利用者数・利用量)

		H27	H28	H29
自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	38	40	42
	利用量(人日)	532	560	588

㊦就労継続支援（A型）

一般企業での雇用が難しい障がい者に対し、雇用契約を結んで就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る支援を行います。

現 状

利用者数・利用量ともに、見込量を大きく上回っています。近年の事業所の増加や利用希望者の増加などが原因と考えられます。

（月間の利用者数・利用量）

			H21	H22	H23	H24	H25	H26
就労継続支援 （A型）	利用者数 （人）	見込量	42	55	68	288	324	360
		実績	116	216	265	374	446	452
	利用量 （人日）	見込量	924	1,210	1,496	6,336	7,128	7,920
		実績	2,466	4,440	5,420	7,484	8,901	9,194

見込量の設定

これまでの実績と伸び率を考慮し、27年度以降の見込量を設定します。利用量については、1人あたり21日/月で算定します。

（月間の利用者数・利用量）

		H27	H28	H29
就労継続支援 （A型）	利用者数（人）	498	544	590
	利用量（人日）	10,458	11,424	12,390

㊧就労継続支援（B型）

一般企業等での雇用が難しい障がい者や一定年齢に達した障がい者等に対し、雇用契約は結ばず、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る支援を行います。

現 状

利用者数・利用量ともに、見込量を上回っています。新規事業所の創設による事業所数の増加などが原因と考えられます。

（月間の利用者数・利用量）

			H21	H22	H23	H24	H25	H26
就労継続支援 （B型）	利用者数 （人）	見込量	173	230	338	564	620	676
		実績	223	386	645	768	841	886
	利用量 （人日）	見込量	2,941	4,140	6,760	10,152	11,160	12,168
		実績	3,409	6,462	10,727	11,963	13,457	14,389

見込量の設定

これまでの実績と伸び率を考慮し、27年度以降の見込量を設定します。利用量については、1人あたり17日/月で算定します。

(月間の利用者数・利用量)

		H27	H28	H29
就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	952	1,018	1,084
	利用量(人日)	16,184	17,306	18,428

⑦就労移行支援

一般就労等を希望する障がい者に対し、一定期間、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労・定着を図る支援を行います。

現 状

利用者数・利用量ともに、見込量を大きく下回っています。標準利用期間が設定される(有期限の)サービスであることなどが原因と考えられます。

(月間の利用者数・利用量)

			H21	H22	H23	H24	H25	H26
就労移行支援	利用者数 (人)	見込量	67	83	141	166	190	214
		実績	99	118	137	135	131	114
	利用量 (人日)	見込量	1,206	1,577	2,820	3,320	3,800	4,280
		実績	1,622	2,136	2,460	2,308	2,313	2,120

見込量の設定

これまでの実績と成果目標等を勘案し、27年度以降の見込量を設定します。利用量については、1人あたり19日/月で算定します。

(月間の利用者数・利用量)

		H27	H28	H29
就労移行支援	利用者数(人)	146	178	210
	利用量(人日)	2,774	3,382	3,990

⑧短期入所

介護を行う方が病気の場合などに、障害者支援施設などへの短期入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

現 状

利用者数・利用量ともに、見込量を大きく上回っています。

(月間の利用者数・利用量)

			H21	H22	H23	H24	H25	H26
短期入所	利用者数 (人)	見込量	94	109	124	143	158	173
		実績	115	113	144	182	205	246
	利用量 (人日)	見込量	470	545	620	715	790	865
		実績	559	668	840	1,078	1,300	1,571

見込量の設定

従来、短期入所一括で示していましたが、対象やニーズの違い等から福祉型と医療型に分割して示します。ほとんどが福祉型の短期入所です。

これまでの実績と伸び率を考慮し、27年度以降の見込量を設定します。利用量については、福祉型は1人あたり6日/月、医療型は1人あたり7日/月で算定します。

(月間の利用者数・利用量)

		H27	H28	H29
短期入所 (福祉型)	利用者数(人)	252	279	306
	利用量(人日)	1,512	1,674	1,836
短期入所 (医療型)	利用者数(人)	24	29	34
	利用量(人日)	168	203	238

【日中活動系サービスの確保の方策】

- ・就労支援に関するサービスでは、利用者のニーズを把握するとともに、障害福祉サービス事業者間の情報交換や民間企業との連携を進めます。
- ・利用増加が予測されるサービスについては、事業所の参入促進に努め、サービス基盤の確保に努めます。
- ・就労移行支援事業の質の向上と利用量の向上をはかり、更なる活用を図ります。ひいては、一般就労を拡大することを目指します。
- ・65歳以上の障がい者の為に、介護保険分野との連携強化を図ります。

(2) 居住系サービス

①共同生活援助・共同生活介護（26年度から、共同生活援助に一元化）

日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している障がい者に対し、夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。

現 状

利用者数は、概ね見込量の近似値で推移しています。

(月間の利用者数)

			H21	H22	H23	H24	H25	H26
共同生活援助 共同生活介護	利用者数 (人)	見込量	238	304	370	282	306	330
		実績	247	234	265	300	310	323

見込量の設定

これまでの実績と地域生活移行の成果目標等を勘案し、27年度以降の見込量を設定します。

(月間の利用者数)

		H27	H28	H29
共同生活援助	利用者数(人)	360	404	448

②施設入所支援

夜間や休日に、介護が必要な障がい者や、通所することが難しい自立訓練又は就労移行支援等のサービス利用者に対し、居住の場を提供し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。

現 状

利用者数は、概ね見込量の近似値で推移しています。

(月間の利用者数)

			H21	H22	H23	H24	H25	H26
施設入所支援	利用者数 (人)	見込量	279	319	435	431	427	423
		実績	120	203	389	451	446	456

見込量の設定

施設入所者の地域への移行を進める観点から、27年度以降の見込量を設定します。

(月間の利用者数)

		H27	H28	H29
施設入所支援	利用者数(人)	443	432	421

【居住系サービスの確保のための方策】

- 地域生活への移行に向け、グループホームの整備に努めます。
- 居住サポート事業の周知を図り、事業の活用に努めます。
- 65歳以上の障がい者の為に、介護保険分野との連携強化を図ります。

(3) 訪問系サービス

①居宅介護等

- ・居宅介護 在宅での入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを行います。
- ・重度訪問介護 重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする障がい者に、居宅での介護から外出時の移動支援までの総合的なサービスを行います。
- ・同行援護 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や移動の援護などの外出支援を行います。
- ・行動援護 行動上著しい困難を有する障がい者又は障がい児を対象とした行動の際に生じる危機を回避するための支援や外出時の支援を行います。
- ・重度障害者等包括支援 介護の必要性が極めて高い重度の障がい者又は障がい児を対象とした、居宅介護をはじめとした包括的な支援を行います。

現 状

利用者数は、概ね見込量の近似値で推移しています。同行援護の利用量が見込量より大きく下回った為、利用量は、見込量を下回っています。

(月間の利用者数・利用量)

			H21	H22	H23	H24	H25	H26
居宅介護等	利用者数 (人)	見込量	584	642	700	960	1,015	1,071
		実績	614	676	999	1,021	1,072	1,144
	利用量 (時間)	見込量	27,448	30,174	33,600	43,398	45,973	48,548
		実績	25,885	27,013	36,970	36,621	38,789	40,467

見込量の設定

これまでの実績と伸びを考慮し、27年度以降の見込量を設定します。

(月間の利用者数・利用量)

		H27	H28	H29
居宅介護等	利用者数(人)	1,185	1,225	1,265
	利用量(時間)	41,475	42,875	44,275

【訪問系サービスの確保のための方策】

- 地域生活への移行に伴い、居宅介護等訪問系のサービス利用の増加が見込まれますが、現状ではヘルパーが充足されていないことから、ヘルパー養成研修等の周知を行うなどヘルパーや事業所の参入促進に努め、サービス基盤の確保に努めます。
- 居宅介護等、今後利用量の増加が見込まれるものについては、必要な人が利用できるよう、サービス利用状況の検証を行うなど、適正な事業運営に努めます。

(4) 相談支援

①指定相談支援（23年度まで）

介護給付や訓練等給付の支給決定を受けた障がい者や障がい児の保護者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害福祉サービスの利用に関する意向等を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容などを定めた計画の作成を行います。

現 状

利用者数は、見込量を大きく下回っていました。サービス利用計画作成の対象者が比較的限定されていることや、本市の委託による相談支援事業（平成24年度まで）の中で必要なサービス調整を行っていたことなどにより、実績が伸びなかったものと考えられます。

（旧 体 制）

（月間の利用者数）

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
指定相談支援	利用者数 (人)	見込量	34	44	51	27	54	82
		実績	1	0	0	1	0	0

②計画相談支援・地域相談支援

平成24年度の法改正により、相談支援の充実が図られることとなり、サービス等利用計画作成の対象者が大幅に拡大され、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）が個別給付化されました。計画相談支援は、23年度まで指定相談支援で行っていた、介護給付や訓練等給付の支給決定を受けた障がい者や障がい児の保護者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用計画等を作成したり相談支援を行ったりするものです。

これを受け、第3期計画では、「計画相談支援」、「地域移行支援」「地域定着支援」（あわせて地域相談支援と言う）のそれぞれについて見込量を設定しました。

- ・ 計画相談支援 障害福祉サービスの適切な利用のため、障がい者等の心身の状況やサービス利用の意向等を勘案し、利用するサービスの種類や内容、総合的な援助の方針等を定めたサービス利用計画を作成し、その計画に基づくサービスの利用支援及び継続利用支援を行います。
- ・ 地域移行支援 障害者支援施設等・精神科病院等に入所・入院している障がい者について、住居の確保等の地域生活に移行するための相談等の支援を行います。
- ・ 地域定着支援 居宅で単身等の状況で生活する障がい者について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じた緊急事態の相談対応等の支援を行います。

現 状

利用者数は、見込量を大きく下回っています。

(月間の利用者数)

		H24	H25	H26	
計画相談支援	利用者数 (人)	見込量	145	434	965
		実績	20	288	323
地域移行支援	利用者数 (人)	見込量	25	40	45
		実績	10	11	14
地域定着支援	利用者数 (人)	見込量	50	60	60
		実績	11	18	26

見込量の設定

これまでの実績と相談支援・地域移行支援・地域定着支援の充実を図る観点から、27年度以降の見込量を設定します。

(月間の利用者数)

		H27	H28	H29
計画相談支援	利用者数 (人)	600	642	683
地域移行支援	利用者数 (人)	20	25	30
地域定着支援	利用者数 (人)	30	40	50

【相談支援の確保のための方策】

- 平成24年度の法改正により創設された、「計画相談支援」「地域相談支援」の提供体制の整備を図ります。
- 障がい者総合支援協議会での関係者の協議により、相談支援の充実・強化を図ります。
- 今後、障がい者の地域生活への移行に伴い、利用対象者の増加が想定されることから、研修会の開催など相談支援に関わる人材の資質の向上及び量の拡大に努めます。

(5) 地域生活支援事業

地域の特性や障がい者の状況に応じて柔軟に事業を行い、障がい者福祉の増進と障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

①意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声、視覚機能等の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な障がい者等に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。また、市役所内に手話通訳者を配置し、各種申請・相談業務等に応じ、社会参加の促進を図ります。

※平成26年度から、コミュニケーション支援事業が意思疎通支援事業になりました。

現 状

利用者数は、見込量を大きく下回っています。大会等派遣人数・手話通訳者設置事業は、見込量を設定しておりませんでした。

(年間の利用者数・利用量)

			H21	H22	H23	H24	H25	H26
意思疎通支援事業 (個人派遣)	利用量 (件)	見込量	5,000	5,100	5,200	7,021	7,265	7,509
		実績	4,440	4,759	5,070	5,222	5,377	6,200
意思疎通支援事業 (大会等派遣)	派遣人数 (人)	見込量						
		実績	145	85	93	145	85	200
手話通訳者設置事業	設置者数 (人)	見込量						
		実績	1	1	1	1	1	1

見込量の設定

これまでの実績と伸び率、社会状況を考慮し、27年度以降の見込量を設定します。

(年間の利用者数・利用量)

		H27	H28	H29
意思疎通支援事業 (個人派遣)	利用量 (件)	6,300	6,400	6,500
意思疎通支援事業 (大会等派遣)	派遣人数 (人)	200	200	200
手話通訳者設置事業	設置者数 (人)	1	1	1

②手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。

現 状

見込量を設定していなかった為、実績のみです。

(年間の修了者数)

			H21	H22	H23	H24	H25	H26
手話奉仕員養成 研修事業（一般）	修了者数 （人）	見込量						
		実績	40	35	32	29	33	43
手話奉仕員養成研修事業 （医療・介護従事者）	修了者数 （人）	見込量						
		実績	17	14	18	18	11	8

見込量の設定

これまでの実績と社会状況等を考慮し、27年度以降の見込量を設定します。

(年間の利用量)

		H27	H28	H29
手話奉仕員養成 研修事業（一般）	修了者数 （人）	35	35	35
手話奉仕員養成研修事業 （医療・介護従事者）	修了者数 （人）	15	15	15

③専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行います。

現 状

見込量を設定していなかった為、実績のみです。

(年間の利用量)

			H21	H22	H23	H24	H25	H26
手話通訳者養成研修事業	修了者数 (人)	見込量						
		実績	37	34	0	21	16	24
要約筆記者養成研修事業	修了者数 (人)	見込量						
		実績	11	20	20	26	31	36
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	修了者数 (人)	見込量						
		実績						9

※平成23年度手話通訳者養成研修事業の修了者ゼロは、カリキュラム変更があった為、翌年度まで受講しなければならなくなった為です。

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業は、平成26年度から実施です。

見込量の設定

これまでの実績と社会状況を考慮し、27年度以降の見込量を設定します。

(年間の利用量)

		H27	H28	H29
手話通訳者養成研修事業	修了者数 (人)	15	15	15
要約筆記者養成研修事業	修了者数 (人)	25	25	25
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	修了者数 (人)	10	10	10

④専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

意思疎通を図ることが難しい障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることを目的とし、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

現 状

見込量を設定していなかった為、実績のみです。平成26年度から実施しています。

(年間の利用量)

			H21	H22	H23	H24	H25	H26
盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業	利用量 (件)	見込量						
		実績						880

見込量の設定

これまでの実績と伸び率、社会状況を考慮し、27年度以降の見込量を設定します。

(年間の利用量)

		H27	H28	H29
盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業	利用量 (件)	880	880	880

⑤日常生活用具給付等事業

日常生活を営むのに支障のある障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、介護訓練支援用具や自立生活支援用具、情報・意思疎通支援用具等の日常生活用具の給付等に関し必要な費用を支給します。

現 状

利用量は、概ね見込量の近似値で推移しています。

(年間の利用量)

			H21	H22	H23	H24	H25	H26
日常生活用具 給付等事業	利用量 (件)	見込量	9,071	9,615	10,191	10,810	11,210	11,610
		実績	9,653	10,147	10,574	10,743	11,119	11,453

見込量の設定

これまでの実績と伸び率を考慮し、27年度以降の見込量を設定します。

(年間の利用量)

		H27	H28	H29
日常生活用具 給付等事業	利用量(件)	12,000	12,400	12,900

◎移動支援事業

屋外での移動が難しい障がい者等に対し、円滑に外出することができるよう支援を行います。移動に著しい困難を有する視覚障がい者には、同行援護の制度が創設されています。

現 状

利用者数・利用量ともに、見込量をやや上回っていましたが、23年10月から同行援護が創設され、利用者数・利用量は減少しています。

(月間の利用者数・利用量)

			H21	H22	H23	H24	H25	H26
移動支援事業	利用者数 (人)	見込量	466	512	563	341	379	420
		実績	472	515	271	447	404	307
	利用量 (時間)	見込量	8,470	8,893	9,337	6,411	7,076	7,770
		実績	8,053	8,955	2,712	6,794	7,119	2,918

見込量の設定

これまでの実績と伸び率に加え、同行援護の創設に伴う利用者数・利用量の減少を勘案し、27年度以降の見込量を設定します。

(月間の利用者数・利用量)

		H27	H28	H29
移動支援事業	利用者数(人)	307	315	323
	利用量(時間)	2,981	3,136	3,307

⑦地域活動支援センター事業

通所の方法により、創作的活動、生産活動、社会との交流促進その他の支援を行います。

現 状

箇所数は、概ね見込量の近似値で推移しています。

(年間の事業所数)

			H21	H22	H23	H24	H25	H26
地域活動支援センター事業	事業所数(箇所)	見込量	9	10	15	1	2	2
		実績	8	6	4	1	1	1

見込量の設定

今後の事業所の移行状況等を考慮し、27年度以降の見込量を設定します。

(年間の事業所数)

		H27	H28	H29
地域活動支援センター事業	事業所数(箇所)	1	2	2

⑧日中一時支援事業

知的障がい者(児)の日中での活動の場を確保し、障がい者(児)を日常的に支援している家族の一時的な休息を目的とした支援を行います。

現 状

利用者数は、見込量を下回っています。

(月間の利用者数)

			H21	H22	H23	H24	H25	H26
日中一時支援事業	利用者数(人)	見込量	897	986	1,137	1,170	1,287	1,415
		実績	1,028	973	974	975	1,061	954

見込量の設定

これまでの実績と伸び率を考慮し、27年度以降の見込量を設定します。

(月間の利用者数)

		H27	H28	H29
日中一時支援事業	利用者数(人)	1,086	1,195	1,315

㊟成年後見制度利用支援事業

知的障がい者又は精神障がい者であり、成年後見制度の利用に要する費用の負担が難しい方に必要な支援をします。

現 状

第1期・第2期計画では見込量を設定していませんが、第3期計画から見込量を設定しています。利用者は見込量より少なく、実績は年間で10件程度となっています。

(年間の利用者数)

			H21	H22	H23	H24	H25	H26
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 (人)	見込量	—	—	—	10	15	20
		実績	1	6	2	9	8	7

見込量の設定

これまでの実績を勘案し、27年度以降の見込量を設定します。

(年間の利用者数)

		H27	H28	H29
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 (人)	10	15	20

【地域生活支援事業の確保のための方策】

- ・今後利用量の増加が見込まれるものについては、必要な人が利用できるよう、サービス利用状況の検証を行うなど、適正な事業運営に努めます。
- ・利用者のニーズを踏まえ、事業所の参入促進に努め、サービス基盤の確保に努めます。
- ・成年後見制度利用支援事業等の利用者及び関係機関への周知啓発に努めます。

5 障がいのある子どもへの支援の見込量

障がいのある子ども（発達に不安や遅れのある子ども、親が育てにくさを感じる子ども）とその家族への支援は、これまで主に障がい関連の法や施策の中で示されていましたが、現在は、主に子ども・子育て関連等の法や施策に示されています。

平成24年8月に、子ども・子育て支援法が公布され、この法律で、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されました。

そのためには、この法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、児童福祉法に基づく障害児支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援）の専門的な支援、及び居宅介護・短期入所等の障害福祉サービスの確保が必要です。また、共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関との連携を図った上で、障がいのある子どもやその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

前回、松山市第3期障害福祉計画には、障がいのある子どもへの支援の見込量は設定しておりませんでした。

障がいのある子どもへの支援は、子ども・子育て支援法等に基づく本市の子ども・子育て支援事業計画や障害者基本法等に基づく本市の障害者計画等を連動させ、積極的に推進していきます。

今回、国の基本指針の見直しに基づき、障がいのある子どもへの支援の体制整備をより充実したものとするため、第4期障害福祉計画で、支援の見込量等を設定いたします。

見込み量の推計につきましては、4の「障害福祉サービス等の見込量」の推計と同様の方法です。

(1) 通所支援

平成24年4月、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、通所支援の施設や事業は、児童福祉法の「児童発達支援（福祉型・医療型）」「放課後等デイサービス」となり、新たに「保育所等訪問支援」が加わりました。

①児童発達支援

未就学の障がいのある子ども（乳幼児）に対して、身近な地域の障害児支援として、通所利用による療育支援を行います。日常生活での基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

現 状

年々、様々な要因から児童発達支援の利用者数は増加しています。例年、年度末に向けて利用者数が増える傾向にあるため、平成26年度も、前年度の利用者数を上回ると推測されます。利用量も増加傾向にはありますが、事業所数が不足している等の理由から、希望する形態等での事業所を利用することができなかつたり、実際の利用回数が支給量を下回つたりしている現状です。

医療型の児童発達支援は本市にはありませんが、福祉型児童発達支援事業所で、看護師の配置をするなど、医療的ケアの必要な子どもの支援を提供することで、サービスの補完をしています。

(月間の利用者数)

			H24	H25	H26
児童発達支援 (未就学児)	利用者数 (人)	見込量			
		実績	419	429	430
	利用量 (人日)	見込量			
		実績	3,119	3,011	3,648

見込量の設定

これまでの実績と現状を考慮し、27年度以降の見込量を設定します。利用量については、1人あたり9日/月で算定します。

(月間の利用者数)

		H27	H28	H29
児童発達支援 (未就学児)	利用者数(人)	452	474	498
	利用量(人日)	4,068	4,266	4,482

②放課後等デイサービス

就学中の障がいのある子どもに対して、身近な地域の障害児支援として、通所利用による療育支援等を行います。授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

現 状

幅広いニーズに対する支援を行う事業のため、利用者数、利用量ともに、増加しています。増加傾向にはありますが、事業所数が不足しており、実際の利用回数が支給量を下回っている現状です。また、重症心身障がいのある子どもや医療的ケアの必要な子ども等に配慮できる事業所数には限りがあり、特に不足しています。

(月間の利用者数)

			H24	H25	H26
放課後等デイサービス(就学児)	利用者数(人)	見込量			
		実績	271	308	385
	利用量(人日)	見込量			
		実績	1,703	2,062	3,779

見込量の設定

これまでの実績と現状を考慮し、27年度以降の見込量を設定します。利用量については、1人あたり10日/月で算定します。

(月間の利用者数)

		H27	H28	H29
放課後等デイサービス(就学児)	利用者数(人)	435	491	547
	利用量(人日)	4,350	4,910	5,470

③保育所等訪問支援

障がいのある子どもが、集団生活を営む保育所や学校等で適応することができるよう、訪問支援員が保育所等へ訪問し、子ども本人や保育所等の職員への専門的な療育支援その他必要な支援を行います。

現 状

平成25年度より、1事業所が指定を受けています。

(月間の利用者数)

		H24	H25	H26
保育所等 訪問支援	利用者数 (人)	見込量		
		実績		3
	利用量 (人日)	見込量		
		実績		4

見込量の設定

地域支援として新たに創設された事業であり、今後の伸びが期待される点を考慮し、27年度以降の見込量を設定します。利用量については、1人あたり1.5日/月で算定します。

(月間の利用者数)

		H27	H28	H29
保育所等 訪問支援	利用者数(人)	4	6	8
	利用量(人日)	6	9	12

【障がいのある子どもへの通所支援の確保のための方策】

- 障がいのある子どもへの支援については、子ども・子育て支援等との連携を図りながら、利用者のニーズを検証し、支援体制の整備に努めます。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所数の不足については、新規事業所の参入や利用者受け入れ数の拡充等を働きかけます。
- 利用者の状況やニーズ、事業所の状況などを勘案し、適正な運用が図られるよう、関係機関との連絡調整を行い、サービス内容の質の確保を求めています。
- 療育研修の開催等、支援の質の向上を図るためのバックアップを行います。
- 保育所等訪問支援は、新規に創設された事業であるため、事業所の周知啓発に努め、利用促進を図ります。また、一定の需要も見込まれるため、今後、提供体制について検討し、新規事業所の参入等を働きかけます。

(2) 障害児相談支援

平成24年4月の法改正により、相談支援体制の充実を目的に、児童福祉法に基づく、「障害児相談支援」が創設されました。

①障害児相談支援

障害児相談支援は、指定を受けた障害児相談支援事業所の相談支援専門員が行います。

児童発達支援事業等の専門的な支援や、居宅介護等の障害福祉サービスの適切な利用のため、障がいのある子ども等の心身の状況や家族の意向等を勘案し、利用する事業や障害福祉サービスの種類や内容、総合的な援助の方針等を定めた障害児支援利用計画を作成します。また、その計画に基づく利用支援及び継続利用援助を行います。

現 状

本市では、全対象児の利用計画作成は完了しています。大半は、保護者が必要な事業等を見極め、利用計画作成（セルフプラン）等を行っている現状です。

以下は、相談支援専門員が携わった利用計画作成等の数です。障害児相談支援事業所数や相談支援専門員数が不足しています。

(月間の利用者数)

			H24	H25	H26
障害児相談支援	利用者数 (人)	見込量			
		実績	0	33	51

見込量の設定

これまでの実績等を考慮し、27年度以降の見込量を設定します。

(月間の利用者数)

		H27	H28	H29
障害児相談支援	利用者数(人)	51	52	53

【障がいのある子どもへの相談支援の確保のための方策】

- ・障がいのある子どもへの支援については、子ども・子育て支援等との連携を図りながら、利用者の状況やニーズ、事業所の状況などを勘案し、適正な運用が図られるよう関係機関との連絡調整を行い、支援体制の整備とサービス内容の質の確保を求めています。
- ・障害児相談支援は、必要性を市民等へ周知啓発に努め、利用促進を図ります。
- ・相談支援専門員の研修の開催等、相談支援に関わる人の資質の向上に努めます。また、障害児相談支援事業所数や相談支援専門員数の不足については、拡充に努めます。

6 計画の推進に向けた取り組み

(1) 地域生活移行の促進

障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の障がい者が、地域の中で自立した生活を営むことができるように、グループホームの計画的な整備を進めるとともに、居住サポート事業や県委託事業の精神障害者地域移行・地域定着支援事業を継続して実施し、より一層の活用を図るため周知啓発に努めます。また、65歳以上の障がい者には介護保険分野との連携強化を図ることで、地域移行を促進します。

さらに、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の提供体制の整備を進めることで、地域生活への移行を促進し地域への定着を図ります。

(2) 相談支援体制の充実・強化

障がい者が地域で自立した生活を営むためには、サービスの適切な利用や地域への移行・定着を支える相談支援体制の構築が不可欠です。

そのため、計画相談支援・地域相談支援の提供体制の整備を進め量の確保を図るとともに、資質の向上の為、研修会の開催等に取り組みます。より身近な地域の相談拠点として、松山市内の南北に設けられた、障がい者地域相談支援センターの更なる活用を図ります。また、地域の実情に応じた課題の解決を図るため、障がい者総合支援協議会の活動の充実を図ります。

(3) サービス量の充足・質の向上

障がい者が地域の中で自立した生活を送るためには、適切なサービスの提供体制が必要です。そのため、地域で必要とされるサービスについて、利用者のニーズに応じた基盤整備の促進を図ります。

また、サービス事業者の質の向上を図るため、県から中核市に移譲された障害福祉サービス事業者の指定・指導等の権限を有効活用し、事業者に対する適切な指導等を行っていきます。

(4) 就労移行の促進

障がい者が自立した生活を営み社会参加を進めていくためには、障がい者の「働きたい」という希望に応じた支援を行うとともに、働きやすい環境づくりを進めていくことが必要です。

そのため、21年度から配置している就労支援専門員のさらなる活用を図り、また、就労支援事業所の周知・啓発につとめ、事業所の能力の向上に研修会を開催するなど、障がい者や家族からの相談への対応力を強化するとともに、関係機関や企業等との連携を図ることで、障がい者の就労促進に努めていきます。

(5) 就労後の職場定着支援の促進

就労移行支援事業や、就労支援専門員の就職斡旋活動、ハローワークの障がい者窓口や障害者就業・生活支援センター等の取り組みにより、障がい者の一般就労が進んでいるところですが、就職後、本人や企業へのアフターフォロー等の支援が無く、状況確認も乏しく、就労障がい者の職場定着が大きな課題となっています。

企業や就労障がい者に対する、研修会の開催やバックアップシステムの検討を行い、アフターフォローの体制づくりや、各種情報提供による障がい者への理解促進を図ること、職場定着率の向上を目指します。

(6) 官公需での受注機会の拡大

地方公共団体が障害者支援施設等から物品を購入したり役務の提供を受けたりする場合、特定随意契約を結ぶことが可能で、お菓子・小物・印刷物等の物品の購入や清掃・除草作業等の役務の提供について、障害者支援施設等との特定随意契約を結んでいます。また、平成25年から障害者優先調達推進法が施行されました。障害者就労施設の提供する、物品や役務の提供について、松山市のホームページで公開するなど情報提供に努めています。今後もこうした取り組みを継続・推進し、障がい者の就労機会の拡大や工賃の向上に積極的に取り組んでいきます。

(7) 障がいのある子どもへの支援の取り組み

障がいのある子どもへの支援体制の整備に当たっては、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策や、障がいのある子どもの早期発見・早期支援を進めるための母子保健施策との緊密な連携を図ります。「健やか親子21」では、平成27年度からの第2次計画として、10年後に目指す姿を「疾病や障害、(中略)、多様性を認識した母子保健サービスを展開すること」等「すべての子どもが健やかに育つ社会」とし、重点課題の1つとして『「育てにくさ」を感じる親に寄り添う支援』が掲げられています。また、これまで同様に、医療や教育とは決して切り離せない関係にあります。本市は、保健、医療、福祉、教育等の機関が共通の理解に基づき共働する総合的な支援体制の構築を図ります。

(8) 障がい者の虐待防止

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく障害者虐待防止センターを設置し、愛媛県運営適正化委員会（救ピット委員会）等の関係機関と連携し、虐待についての取り組みを行っていきます。また、障害福祉サービス事業者の指定・指導等の権限を有効活用し、事業者の質の向上に取り組むことや、今までの対応事例を検証するなどして、虐待の発生の未然防止に努めます。

(9) 障がい者の差別禁止・差別解消

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる障害者差別解消法)が平成28年4月に施行されます。障害者差別解消法の理念を考慮し、教育・職場・医療等の他、消費生活や地域活動、司法場面等様々な状況での合理的配慮の推進に努めます。

また、あらゆる状況で、障害者差別解消に向け、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮とは何か」周知・啓発を行い、各関係機関への理解を進めていきます。

(10) 松山市障がい者総合支援協議会の見直し・充実

平成25年に障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され、福祉・保健・医療・労働・教育等の関係者で構成される自立支援協議会の名称も、障がい者総合支援協議会に変更しています。

障がい者総合支援協議会では、障がい者の地域生活を支援するために、地域の関係機関等によるネットワーク構築等に向けた協議と課題の情報共有、個別事例への支援のあり方に関する協議、調整、地域の障がい者等の支援体制に係る課題整理と社会資源の開発、改善に向けた協議を行っています。組織体制として、部会の再編を含めた機能強化と協議内容の充実も図っています。今後は、介護保険分野との連携強化や一般就労後、就労継続へ向けてのアフターフォロー体制の整備といった、松山市第4期障害福祉計画の目標達成へ向けた方向性・検討課題について協議するとともに、計画の達成状況等を細かく分析・評価し、進捗状況を確認していきます。

松山市第4期障害福祉計画 資料編

1	松山市障害者計画等策定検討会開催要領	43
2	松山市障害者計画等策定検討会内規	44
3	検討メンバー表	45
4	別表 障害福祉サービス等	46～47
5	用語集	48～52

松山市障害者計画等策定検討会開催要領

(目的)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく松山市第3期障害者計画、及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく松山市第4期障害福祉計画（以下「計画等」という。）の策定にあたり、市民の意見を反映させるために必要な措置の一環として、松山市障害者計画等策定検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、計画等の策定にあたり、関係機関相互の意見交換及び意見聴取を行う。

(出席者)

第3条 検討会の出席者は、次に掲げる者のうちから障がい福祉課長が選任及び依頼する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 教育関係者
- (3) 障がい福祉関係者
- (4) 障がいのある市民又はその親族
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、障がい福祉課長が必要と認める者

(運営)

第4条 検討会は、障がい福祉課長が招集し、開催する。

2 検討会の進行は、障がい福祉課において行うものとする。

(庶務)

第5条 検討会に関する庶務は、障がい福祉課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、障がい福祉課長が別に定める。

付 則

1 この要領は、平成26年 5月30日から施行する。

松山市障害者計画等策定検討会内規

(目的)

第1条 松山市障害者計画等策定検討会設置要領第6条に基づき松山市障害者計画等策定検討会（以下「検討会」という。）の円滑な運営を図るために調査研究会及び庁内ワーキンググループを開催する。

(調査研究会)

第2条 調査研究会は、研究員7人以内をもって組織する。

2 研究員は、障がい福祉課長が別に選任する。

3 調査研究会に代表研究員を置き、研究員の互選によってこれを定める。

(庁内ワーキンググループ)

第3条 庁内ワーキンググループは、関係各課の代表者をもって組織する。

(庶務)

第4条 調査研究会及び庁内ワーキンググループの庶務は、障がい福祉課において処理する。

(守秘義務)

第5条 出席者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

付 則

1 この内規は、平成26年 9月12日から施行する。

松山市障害者等策定検討会名簿

氏 名	本 人 所 属
畔地 利枝	聖カタリナ大学
猪上 仁志	松山公共職業安定所
今岡 洋一	(公募による)
上野 修一	愛媛県精神保健福祉協会
角田 三記子	松山市内部疾患障害者協議会
武智 一郎	社会福祉法人あゆみ学園
武智 幸男	松山市障害者団体連絡協議会
谷本 圭吾	愛媛県精神保健福祉士会
永井 裕二	愛媛県知的障害者福祉協会
原 喜代佳	みなら特別支援学校学校
藤田 たか子	しげのぶ特別支援学校

松山市障害者計画等策定検討会調査研究会名簿

氏 名	本 人 所 属
安藤 有紀	児童発達支援センターひまわり園
今村 高博	南部障がい者地域相談支援センター
菊池 雅彦	(福) きらりの森
増田 晋資	北部障がい者地域相談支援センター
丸田 一郎	NPO法人ほっとねっと
安川 博	松山市就労支援専門員
和田 真知子	松山市社会福祉協議会

松山市障害者計画等策定検討会庁内ワーキンググループ関係各課一覧

課 等 名
障がい福祉課
保健予防課
危機管理担当部長室付
保健福祉政策課
子育て支援課
医事薬事課
健康づくり推進課
保育・幼稚園課
住宅課
総合交通課
地域経済課
学校教育課

【別表】 ◇ 障害福祉サービス等 ◇

	サービス名	サービス内容
1	【者・児】居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排泄、食事などの介助を行います
2	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動の補助を行います
3	同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行います
4	【者・児】行動援護	知的障がい、精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動補助などを行います
5	重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供します
6	【者・児】短期入所 (ショートステイ)	在宅の障がい者(児)を介護する方の病気の場合などに、障がい者が施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事の介護などを行います
7	療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等で機能訓練、療養上の管理、看護などを提供します
8	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します
9	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能向上のために必要な訓練を行います
10	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力向上のために必要な訓練を行います
11	就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います
12	就労継続支援(A型)	通常の事業所で働くことが難しい方に、 雇用契約に基づく 就労の機会の提供や知識及び能力向上のための訓練を行います
13	就労継続支援(B型)	通常の事業所で働くことが難しい方に、就労の機会の提供や知識及び能力向上のための訓練を行います (雇用契約なし)
14	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
15	施設入所	主として夜間、施設に入所する障がい者に対し、入浴、排泄、食事の介護などの支援を行います
16	【児】児童発達支援	日常生活での基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います

17	【児】医療型 児童発達支援	日常生活での基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います
18	【児】放課後等 デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、放課後等デイサービス事業所に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います
19	【児】保育所等 訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います
20	【児】福祉型児童 (障害児)入所支援	障害児入所施設に入所する障がい児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行います
21	【児】医療型児童 (障害児)入所支援	障害児入所施設や指定医療機関に入所等の障がい児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与、治療を行います
22	計画相談支援	福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、サービス等利用計画の作成、必要な情報の提供や助言などを行います
23	【児】障害児相談支援	
24	地域相談支援 (地域移行)	障害者支援施設等の施設に入所している障がい者又は精神科病院等に入院している精神障がい者に対して、住居の確保や、その他の地域生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います
25	地域相談支援 (地域定着)	居宅で、単身等の状況で生活する障がい者に対して、その障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態での相談などの支援を行います
26	(地域生活支援事業) 成年後見制度 利用支援	成年後見人の報酬など必要となる経費の補助を受けなければ、成年後見制度の利用が難しい、知的障がい者または精神障がい者に対して、成年後見制度の申し立てに要する経費や後見人等の報酬の全部または一部を助成します
27	(地域生活支援事業) 意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者と他者の、意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行います
28	(地域生活支援事業) 日常生活用具給付	日常生活用具を必要とする障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付や貸与を行います
29	(地域生活支援事業) 移動支援	屋外での移動が難しいと認められる障がい者に対し、外出のための支援を行います
30	(地域生活支援事業) 日中一時支援	知的障がい者(児)の日中での活動の場を確保し、障がい者(児)を日常的に支援している家族の一時的な休息を目的とした支援を行います。

用語集

■ ア

インクルーシブ教育

障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が一般の教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域で初等・中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等を言います。

■ カ

共生教育

共生社会の実現を目指す教育。

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会です。

居住サポート事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が難しい障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援する事業です。(住宅入居等支援事業)

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

障がい者就労施設の障がい者や在宅で就業する障がい者の経済的自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定されました。通称「障害者優先調達推進法」

高次脳機能障がい

外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた「記憶障がい」、「注意障がい」、「社会的行動障がい」などの認知障がい等のことです。

■ サ

サービス等利用計画

障害者総合支援法での障害福祉サービス等を適切に利用することができるように、障がい者のニーズや置かれている状況等をふまえ、相談支援専門員が最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画です。

就労支援専門員

障がい者の一般就労の促進や継続した就労の確保、収入の安定を図るとともに、企業との信頼関係を構築し、新たな雇用の拡大を図るため、松山市障がい福祉課に2名を配置し、障がい者の就労支援を行っています。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障がい者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者虐待の防止が極めて重要であることから、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的としています。通称「障害者虐待防止法」

障害者虐待防止センター

障がい者虐待の早期発見・早期対応に取り組み、障がいのある方を虐待から守る為、松山市では、障害者虐待防止法の施行に合わせ、関係機関との連携を図りながら、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための「障がい者虐待防止センター」を障がい福祉課内に設置しています。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害者基本法の基本的な理念に則り、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の規定を具体化するものとして位置づけられており、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者の障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることによつて、差別の解消を推進し、それによりすべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。通称「障害者差別解消法」

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障害者自立支援法に代わって、2013(平成25)年4月1日から新たに施行された法律です。障害者基本法を踏まえた基本理念(共生社会の実現や社会参加の機会の確保、社会的障壁の除去等)を新たに設けたほか、障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しが行なわれています。通称「障害者総合支援法」

障がい者総合相談窓口

身体・知的・精神の3障がいに加え、発達障がい・高次脳機能障がい・難病患者等の「障がい者総合相談窓口」を松山市が開設しています。相談者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、問題解決に向けた必要な支援や助言を行い、福祉の向上を図ります。松山市の委託事業として、松山市社会福祉協議会が運営しています。相談は無料です。専門の資格を持つ相談員がお話をお伺いします。

障害者の権利に関する条約

障がい者の人権・基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重の促進を目的としています。障がい者の権利の実現のため、障がいに基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定を含む)の禁止、障がい者の社会への参加・包容の促進、条約の実施を監視する枠組みの設置等、措置等を規定しています。

障害福祉サービス

通所系・訪問系などの種類があります。個別のサービス名称と内容説明については、別表【障害福祉サービス等】を参照ください。

ジョブコーチ

障がい者が職場に適應することを容易にするため、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う人のことで、障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整えます。「職場適應援助者」とも言います。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に、本人(15歳未満は、その保護者)の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となります。障がいの程度により1級から6級があります。

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付されます。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなります。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級があります。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為での意思決定が不十分または難しい者について、その判断力を補い保護支援する制度です。法定後見制度と任意後見制度の二つがあります。1999(平成11)年の民法の改正等で、従来の禁治産、準禁治産制度が改められ、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新たな理念のもとに、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として構築されました。

全国障害者スポーツ大会

全国障害者スポーツ大会は、障がい者が競技を通してスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加に寄与することを目的とした障がい者スポーツの全国的な祭典です。平成29年には、第17回全国障害者スポーツ大会「愛顔つなぐえひめ大会」が愛媛県で開催され、松山市でも複数の障がい者スポーツ競技が行われます。

相談支援専門員

障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する人のことを言います。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件になります。相談支援事業を実施する場合は、相談支援専門員を置く必要があります。

■ タ

地域活動支援センター

障がい者を対象とする通所施設の一つです。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障がい者の自立した地域生活を支援する場です。センターの運営は、障害者総合支援法上、地域生活支援事業に位置づけられています。

地域相談支援センター

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、専門職員が相談を受けて必要な援助・支援を行う窓口として、平成25年4月から、松山市内の北部と南部に「障がい者地域相談支援センター」を設置しています。

■ ナ

難病

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指します。昭和47(1972)年の厚生省(当時)の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義しています。なお、障害者総合支援法では、難病等(難治性疾患克服研究事業の対象である130の疾患と関節リウマチ)も障がい者の定義に加えられました(2013(平成25)4月1日施行)。

■ ハ

発達障がい

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢で発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされています。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がいなどがこれに含まれます。

バリアフリー

障壁(バリア)となるものを取り除くことを言います。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を難しくしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきています。

ピアサポート

同じ悩みや症状などの問題を抱えている、経験・体験の共感者、つまり同じ立場にある当事者同士が、互いの経験・体験を基に語り合い、問題の解明(回復)に向けて協同的にサポートを行う相互支援の取り組みのことです。

避難行動要支援者

災害対策基本法では、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが難しい者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人を「避難行動要支援者」と言います。地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を「避難支援等」と定義しています。

福祉避難所

高齢者や障がい者、妊産婦など、避難所での生活に特別な配慮が必要と判断された人が、指定避難所から移り避難生活を送る施設です。

災害発生当初から避難所として利用することはできません。

■ ヤ

ユニバーサルデザイン

ユニバーサルは「すべてに共通、一般的な」という意味をもちます。文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに、全ての人が容易に利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のことを言います。

■ ラ

ライフステージ

人の一生のうち、年代にともない変化していく段階のことです。乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などに分けられます。

療育手帳

知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなります。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障がい程度の区分も各自治体によって異なります。

レスパイト

乳幼児や障がい児(者)、高齢者などを在宅でケアしている家族に休息を取ってもらうため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービスのことです。施設への短期入所などがあります。